

事務連絡  
令和2年3月2日

各県立学校長様

体育保健課長

県立学校における新型コロナウイルス感染症に関する今後の取扱いについて  
(令和2年3月2日時点)

昨日、本県においても、新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。

このことをふまえ、予防及び感染拡大防止のため、下記のとおり貴関係職員に周知するとともに、内容を確認の上、適切な対応をお願いします。

今後、臨時休業中においても、県立学校において、児童生徒等・保護者・教職員に、新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合には、地域の発生状況等を踏まえ、臨時休業の延長要請等を行う可能性があるため、各家庭等との連絡体制の整備をお願いします。

また、今後、新たな情報が入り次第、適宜通知します。

記

1 感染拡大防止に関する児童生徒等に対する指示事項

- (1) 臨時休業期間中は、基本的に自宅で過ごし、不要不急の外出を控えること。
- (2) 臨時休業期間中においても、日々の健康管理に努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診すること。
- (4) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり受診した場合は、学校に連絡すること。

2 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応体制について

児童生徒等・保護者・教職員が新型コロナウイルスに罹患(疑いを含む)した場合(保護者や保健所から連絡があった場合を含む)は、すみやかに体育保健課に連絡すること。  
学校は、保健所が感染症法第15条に基づいて行う「疫学調査」に協力すること。

3 積極的な情報発信について

必要な情報は、学校ホームページ等により発信することを伝達し、随時確認するよう指示すること。

○送付物

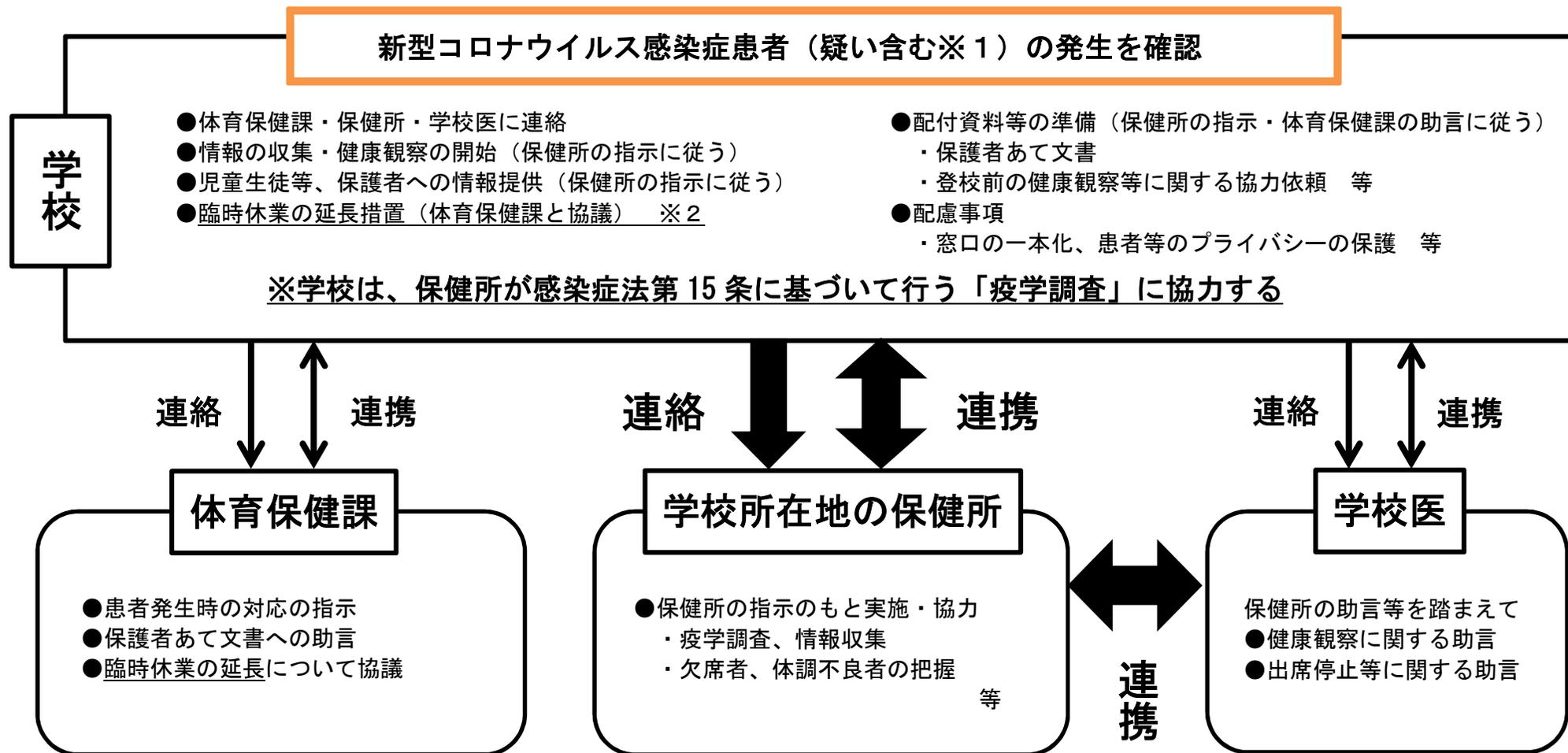
- ・「知事メッセージ」
- ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について」(フロー図)

本件連絡先 兵庫県教育委員会事務局 体育保健課 保健安全・食育班(担当:平澤) 電話 078-362-3789 FAX 078-362-3959
---

## 県立学校における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について

兵庫県教育委員会事務局体育保健課

※本フロー図は、3月2日時点での情報を参考に作成したものであり、今後も新たな情報が入ったり、状況の変化があった場合には、変更が生じる場合がある。



※1 新型コロナウイルス感染症の検査結果待ち等、確定していない場合も「疑い」とする  
児童生徒等・保護者・教職員が新型コロナウイルスに罹患（疑いを含む）した場合（保護者や保健所から連絡があった場合を含む）は、すみやかに体育保健課に連絡すること。

※2 法的根拠：学校保健安全法第十九条